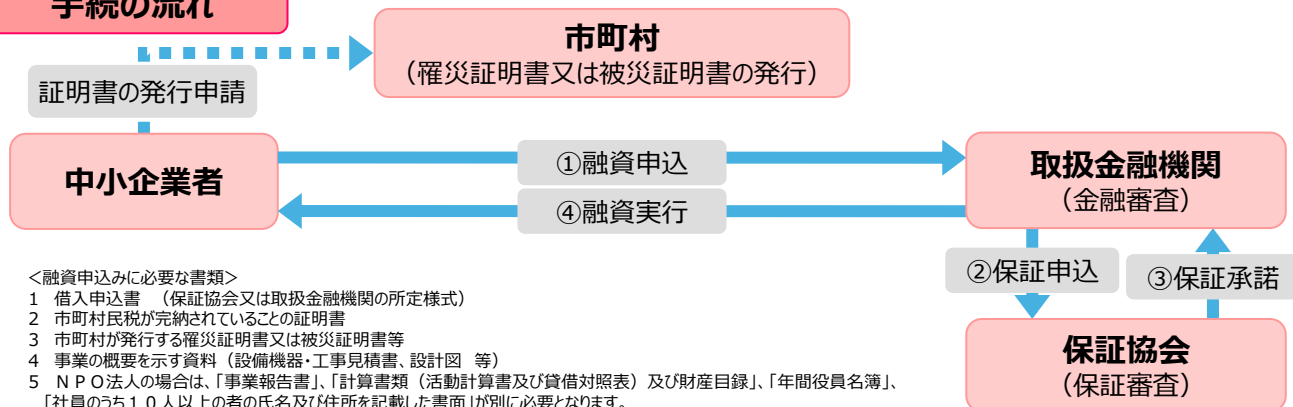


令和8年熊本地震に伴う 宮崎県中小企業融資制度の御案内

災害対策貸付（①災害貸付）

融資対象者	県内における同一事業歴が6か月以上の中小企業者及び組合であって、風水害、地震、大規模火災等の災害により重大な損害を受け、又は災害を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受けたものであること。 【融資対象要件】 風水害、地震、大規模火災等の災害により重大な損害を受け、又は災害を原因とする休業、操業短縮、交通途絶等に伴う売上高の大幅な減少等の間接的な損害を受け、市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書等を受けた中小企業者等であること。		
融資限度額	設備資金：5,000万円 （組合は8,000万円） 運転資金：3,000万円 （組合は8,000万円）	融 資 期 間	設備資金：10年以内 （うち据置18月以内） 運転資金：7年以内 （うち据置12月以内）
融 資 利 率	責任共有対象：年1.30%～1.80% 責任共有対象外：年1.10%～1.60%	保 証 料 率	責任共有対象：年0.40%～1.50% 責任共有対象外：年0.35%～1.70%
必 要 書 類	市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書等		

手続の流れ



取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行